

## 福祉施設等物価高騰対策賃上げ支援金交付要綱

### (通則)

第1条 福祉施設等物価高騰対策賃上げ支援金（以下「支援金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この支援金は、物価高騰が長期化し、国の公定価格により収入が算定される福祉施設及び保育施設等（以下「施設等」という。）では、物価高騰分を利用者に転嫁することができず、コロナ禍や物価高騰に伴う相対的賃金格差による離職傾向から人材不足に拍車がかかっており、施設等の安定的な運営の確保を図るため、来年度の公定価格の改定までの間の職員の賃上げに必要な原資の支援を目的とし、これに要する経費については、予算の範囲内で交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 山梨県内に所在し、別表に該当する施設・事業所をいう。
- (2) 賃上げ 毎月決まって支払われる基本給及び手当の増額をいう。
- (3) 職員 施設等において、賃金が支払われている全職種の職員をいう。

### (支給対象者)

第4条 支給対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和5年8月1日（以下「基準日」という。）において、施設等を運営している法人・個人であること。
  - (2) 基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。
  - (3) 申請日において、事業継続の意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設等は、支給の対象としない。
- (1) 地方公共団体の一般会計で運営されている施設等
  - (2) 基準日時点で休止または廃止の届出をしている施設等
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設等

### (支援金交付の対象となる経費等)

第5条 支援金の対象経費は、賃上げ並びに賃上げに資する収入増加に向けた取り組み、職員のスキルアップに係る取り組み及び業務改善・職場環境改善に係る取り組みに要する経費とする。

- (1) 対象期間は、令和5年4月から令和6年2月とする。ただし、令和5年4月1日から8月1日までに開設された施設においては、開設日の翌月（開設日が月の初日であるときは、開設した月）から令和6年2月とする。
- (2) 支援額は、職員1人当たり月額9千円とする。
- (3) 職員数は、施設等毎に常勤換算で算出された総数とする（小数点第1位以下切り捨て）。

### (支援金の申請等)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 支援金申請額内訳表（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-2号）

### (支援金の交付決定)

第7条 知事は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、支援金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、支援金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付の条件)

第8条 支援金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 支援金支給額のうち2/3以上を賃上げの原資とすること。
- (2) 賃上げに資する収入増加に向けた取り組み、職員のスキルアップに係る取り組み及び業務改善・職場環境改善に係る取り組みのいずれかを実施すること。
- (3) 支援金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (4) 支援金事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は支援金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 第15条の規定により、帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

(申請の取り下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、当該申請を取り下げようとするときは、第7条第2項の規定による通知を受領した日から10日以内に支援金交付申請取下申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、申請者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に、別に定める関係書類等を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、実績報告書を提出した後において、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(支援金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第13条 知事は、必要があると認める場合には、交付決定額の2/3の範囲内で、申請者に対し概算払により交付することができる。

2 申請者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、第8条第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合には、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 申請者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、支援金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が支援金事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 申請者が交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(帳簿の整備)

第15条 申請者は、本事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された支援金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年7月26日から適用する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 対象施設・事業所	3 要件
福祉施設 (介護)	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している施設</li> <li>・介護保険法第71条に規定する「みなし指定」事業所を除く</li> </ul>
福祉施設 (障害)	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、福祉型障害児入所施設事業所、医療型障害児入所施設、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している施設</li> </ul>
福祉施設 (救護)	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づき設置されている救護施設</li> </ul>
保育施設 (保育所等)	私立（公設民営除く）の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、へき地保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律若しくは学校教育法に基づく認可を受け、へき地保育所の設置について（昭和36年厚生省発児第76号）に基づく指定を受けていること</li> </ul>
保育施設 (児童養護施設等)	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の規定に基づく児童養護施設及び乳児院並びに児童自立生活援助事業者及び小規模住居型児童養育事業者</li> </ul>